

諮問第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更~~(案)~~ (行田市決定)

- 1 都市計画生産緑地地区中太井第2号生産緑地地区を廃止する。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

## 理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、行田都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

### 【行田都市計画における位置等】

行田都市計画区域は、埼玉県の北部に位置し、東京都心から60km圏に位置している都市計画区域です。

本区域には、高崎から都心部へ直結するJR高崎線、県北西部を結ぶ秩父鉄道が乗り入れ、国道17号熊谷バイパスや国道125号行田バイパスが通るなど、交通の利便性に恵まれた区域となっています。

行田市では、こうした交通の利便性を活かしながら、地域特性を踏まえ、水と緑による個性あふれる文化都市を目指しています。

今回変更する生産緑地地区、太井第2号はJR高崎線行田駅に近接した市街地内にて周辺には国道17号線を有しており、近隣には深水公園があります。

### 【変更の必要性】

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、都市計画生産緑地地区を変更するものです。

### 【変更の内容】

| 名称          | 変更の内容           |
|-------------|-----------------|
| 太井第2号生産緑地地区 | 行為制限解除に伴い、廃止する。 |

### 【関連する都市計画】

特になし

### 【上位計画での位置付け】

特になし

変更概要書

| 名 称         | 変 更 の 内 容   |
|-------------|---|
| 太井第2号生産緑地地区 | 法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。<br>地区の廃止。<br>面積約0.08haを廃止する。 |

新旧対照表

|   | 名 称         | 面 積     | 備 考 |
|---|-------------|---------|-----|
| 新 | 廃 止         |         |     |
| 旧 | 太井第2号生産緑地地区 | 約0.08ha |     |